

監査結果の概要	措置内容	措置状況									
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 補助金の交付額の算出を適正に行うべきもの</p> <p>法人では、令和3年度において、ポートピア81記念基金補助金（以下「基金補助金」という。）、及びハイブリッド会議開催支援助成（以下「ハイブリッド会議助成」という。）の補助金等交付事業を行っている。</p> <p>基金補助金交付要綱第4条では、「補助金の額は、会議開催経費の5%、200万円を上限とする」と定められている。また、同要綱第5条では、補助対象経費が定められており、そのひとつとして「会場設営・撤去費、ただし、『ハイブリッド会議』開催助成で申請された経費は除く」と定められている。</p> <p>一方、ハイブリッド会議助成要綱では、助成内容として、「会場の準備～本番にかかるオンライン配信経費を対象とし、対象経費の50%（上限300万円迄）を助成いたします。」とした上で、「ポートピア81記念基金補助金（中略）を申請されている場合、補助対象経費の重複は認められませんので、ご注意ください。ポートピア81記念基金補助金（中略）については、本助成金で申請いただいた経費を含まずに申請・報告を行ってください。」と定められている。</p> <p>令和3年度における基金補助金及びハイブリッド会議助成の交付対象となった事業のうち、次の交付事例があった。</p> <p>（事例）</p> <table border="1" data-bbox="204 1507 759 1756"> <thead> <tr> <th>補助金等の種類</th> <th>対象経費総額</th> <th>補助金等交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金補助金</td> <td>30,551,598円</td> <td>1,198,550円</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド会議助成</td> <td>6,782,050円</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>この事例において、ハイブリッド会議助成については、要綱の規定「対象経費の50%（上限300万円迄）」のとおり、3,000,000円が交付されている。一方、基金補助金については、要綱の「会議開催経費の5%、200万円を上限とする」「『ハイブリッド会議』開催助成で申請された経費は除く」の規定どおり計算す</p>	補助金等の種類	対象経費総額	補助金等交付額	基金補助金	30,551,598円	1,198,550円	ハイブリッド会議助成	6,782,050円	3,000,000円	<p>会議等の主催者に対して実施する補助金の交付手続きにおいて、申請者の計算ミスによる請求金額の誤りに気付かず処理を進めた結果、補助金が過交付となった。</p> <p>直ちに、担当者だけでなく上司等複数名による検算等、ダブルチェックによる適正な決定を行い、同様の事例が生じないように改善している。</p> <p>また、監査の結果については、全所属に対し、令和5年4月24日付で周知しており、引き続き、各所属においても必要に応じて同様の対応策を講じるよう周知・徹底する予定である。</p>	<p>措置方針</p>
補助金等の種類	対象経費総額	補助金等交付額									
基金補助金	30,551,598円	1,198,550円									
ハイブリッド会議助成	6,782,050円	3,000,000円									

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ると、30,551,598円より6,782,050円を除いた額の5%である1,188,477円が交付額となるが、これより10,073円多く交付されている。</p> <p>これは、申請者の計算ミスによる請求金額の誤りを気付かずに処理を進めたことが原因であるとのことであるが、申請者は既に会計を閉鎖のうえ組織として解散しており、過払分の返還を求めることが困難となっている。</p> <p>補助金等の請求金額が適正に算出されているか、申請者及び法人とも確認ができるように手続きを改善するなど、再発防止のための仕組みを構築すべきである。</p>		
<p>イ 指定管理施設における物品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>有馬4施設の指定管理仕様書では、指定管理者が利用料金収入、その他の収入により購入した物品は、神戸市の所有に属するものとする、指定管理者が管理する神戸市の所有に属する物品については、神戸市物品会計規則及び関係例規に基づいて管理を行うこと、指定管理者は神戸市が定める物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について神戸市に報告すること等が定められている。</p> <p>神戸市物品会計規則第8条では「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。」、第10条では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利できるようにしなければならない。」と定められている。指定管理施設にある神戸市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等である。</p> <p>指定管理者である法人は、独自様式の備品管理簿を作成して備品管理を行っていたものの、新たに購入した備品について、備品管</p>	<p>指定管理者においては、備品管理簿を作成して備品管理を行っていたものの、備品管理簿への記載漏れや神戸市への報告漏れがあった。</p> <p>直ちに、記載漏れを修正するとともに、市所管局への報告を令和5年3月31日に実施した。</p> <p>また、同様の不備が生じないように、職員への周知を繰り返し行うとともに、職員に異動が生じた際には、事務引継ぎを徹底する。</p> <p>さらに、備品購入時には財務会計システムにおいて科目登録を行い、財務会計システムデータと備品管理簿との突合を調達の都度実施する。</p> <p>あわせて、備品の購入・廃棄等、異動があった際の神戸市への報告も徹底する。</p> <p>市所管局においては、独自様式で備品管理を行っていたものの、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿を作成していなかった。</p> <p>物品管理簿を作成するとともに、備品番号票の貼付等を行っていく。</p> <p>また、指定管理者に対しては、備品の購入・廃棄等の際は、市へ報告するよう指導していく。</p>	措置方針

令和4年度 財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸観光局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>理簿への記載がなく神戸市への報告も行っていないものや、廃棄を行った備品について、神戸市へ報告を行っていないものがあった。また、神戸市に帰属する備品について、備品番号票の貼付等がされていなかった。</p> <p>（購入・廃棄の事例）</p> <p>（ア）携帯ガス感知器1台購入（太閤の湯殿館）228,679円（税込）</p> <p>（イ）洗濯機2台廃棄（金の湯）</p> <p>平成29年度と同法人（合併前の一般財団法人神戸国際観光コンベンション協会）に対する財政援助団体等監査において、有馬温泉の館及び有馬温泉観光交流センター指定管理に係る物品管理について、物品管理簿への記載漏れや、購入等の異動について神戸市へ報告が行われていないことについて指摘しているが、同様の管理上の不備が繰り返されている。</p> <p>神戸市所管局においては、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿が整備されていなかった。</p> <p>法人は、同様の不備を繰り返さないよう徹底し、協定書、仕様書に基づく管理を適正に行うべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、法人に購入及び廃棄等の異動について報告させるとともに、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿に記載すべきである。また、指定管理者に対して備品番号票の貼付等により明示させ、神戸市に属する物品を特定、把握するべきである。</p>		
<p>(2) 意見</p> <p>ア 契約に関する規程の整備について</p> <p>契約に関しては発注段階だけではなく、履行完了までの間、どのような契約方法をとるか（競争による契約か随意契約か）、随意契約できる場合はどのような場合か、何人以上の者から見積書を徴取するのか、契約書に何を記載するか、どのような場合に契約書の作成が省略できるか、契約内容に変更がある場合はどうするか、契約内容が履行されない場合はどうするか、監督や検査はどうするか</p>	<p>神戸市や外郭団体等で法人の財政規模に比較的近い団体の契約規則の研究に努め、契約に関する規程の整備を行う。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>か、瑕疵担保はどうするか等、それぞれの場面で考慮すべき事項や、とるべき手順、手続きがある。</p> <p>法人では、契約事務に関して法人内で適用される規程として、「委託等契約事務審査委員会要綱」があり、その要綱で対象としている契約や、審査委員会の所掌事務については、次のように定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一般財団法人神戸観光局 委託等契約事務審査委員会要綱（抜粋） (対象) 第2条 この要綱が対象とする委託等契約とは、次の各号に掲げるものとする。 (1) 委託契約 (2) 工事・製造以外の請負契約（以下「その他の請負契約」という。）のうち随意契約するもの (3) その他の請負契約のうち予定価格または契約金額が500万円以上のもの (4) その他委員長が必要と認める場合 (所掌事務) 第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。ただし、契約の性質が予定価格の設定を要しないと認められる場合、予定価格または契約金額が100万円未満の場合、神戸市行財政局財政部契約監理課に入札事務を委託する場合、および審査委員会による審査が著しく困難または不適切と委員長が認めるものはこの限りでない。 (1) 事務事業の委託の適否の判断に関すること。（委託契約に限る） (2) 契約先あるいは契約先候補の選定に関すること。 (3) 契約金額の10パーセント以上の増加に関すること。 (4) 履行期限または期間の30日以上の延長に関すること。 (5) その他契約に関する重要な事項に関すること</p> </div> <p>この要綱では、予定価格または契約金額が100万円未満の契約や、物品調達契約、工事請負契約は対象とされておらず、また、上述の、契約に関する事項等を網羅的に定めた規程でもない。</p> <p>そのため、発注に関しては、複数の者から見積書徴取をした上で発注されている事例がある一方、1者のみから見積書徴取により発注されているが、決裁に業者選定の理由が記載されておらず、そもそも随意契約や見積書徴取に関するルールがないため、その発注が</p>		

令和4年度 財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸観光局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>適正か否か不明な事例もあった。また、契約書の作成に関しては、請負や委託契約に際して神戸市の契約約款の様式をそのまま使用している事例がある一方、独自の様式を使用している事例があるなど、契約に関して、法人内において統一的な運用が行われていない。</p> <p>恣意的な運用によるリスクを回避するとともに、事務の効率化や責任の明確化を図るためにも、契約に関する規程を整備されたい。</p>		